

制定；2022年6月14日
管理責任者；事務局長

情報公開規程

(目的)

第1条

この規程は、特定非営利活動法人陽和（以下「この法人」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条

この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条

別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条

この法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程および個人情報等管理規程の定めるところに従い、主たる事務所への備置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

(公告)

第5条

この法人は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第53条の方法によるものとする。

(書類の備置き等)

第6条

この法人は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。

2 この法人は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧等に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

(閲覧等の場所及び日時)

第7条

前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所及び日時は、事務局長の指定する場所及び日時とする。

(閲覧等に関する事務)

第8条

第6条第2項に基づき閲覧希望者から別表1に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

(1) 様式1に定める閲覧(謄写)申請書に必要な事項の記入を求め、発送、FAX、電子メールのいずれかにより提出を受ける。

(2) 閲覧は、当団体が様式1を受領した日より30日以内に行うこととする。

(3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(その他)

第9条

この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(管理)

第10条

この法人の情報公開に関する事務の所管部署は、事務局とする。

(改廃)

第11条

この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2022年6月14日から施行する。(2022年6月1日理事会決議)

別表 情報公開の対象となる書類 (法26条)

番号	書類名称	閲覧可能期間
①	定款等(定款、認証及び登記に関する書類の写し)	最新
②	事業報告書等(事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員総会・理事会議事録)	作成日から翌々事業年度の末日まで
③	役員名簿	最新
④	認定の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	認定の有効期間中
⑤	認定の申請書に添付した寄付金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	認定の有効期間中
⑥	前事業年度の役員報酬および費用に関する規程	②と同じ
⑦	前事業年度の収益の明細など法第54条第2項第2号から第4号に掲げる書類	②と同じ

※④⑤は、認定取得時に所轄庁に提出した申請書を意味する

様式 1

閲覧（謄写）申請書

特定非営利活動法人陽和
理事長 渋谷 幸靖 殿

申請月日 年 月 日

申請者

申請者住所 〒

電話番号

私（申請者）は、下記の閲覧（謄写）目的にしたがって閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

1. 閲覧希望日 年 月 日

2. 閲覧対象書類（別表 1 より番号を選択）

3. 閲覧（謄写）の目的